# [事案 30-251] 新契約無効請求

· 令和元年 6 月 10 日 裁定終了

#### <事案の概要>

募集人らの虚偽説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成25年10月に契約した終身医療保険(契約①)および平成25年11月に契約した低解約返戻金型終身保険(契約②)について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返金してほしい。

- (1)契約①について、募集人は、平成26年から国の制度が変わり、保険料のうち年間6万8000 円~6万9000円が戻ってくると虚偽の説明をした。
- (2)契約②について、募集人は、満期金が受け取れるとの虚偽の説明をした。

#### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①について、募集人は、申立人の主張する虚偽説明を行っていない。また、説明に使用した設計書等にも、申立人が主張するような誤解をさせるような記載はない。
- (2)契約②について、募集人は、設計書等にもとづき、終身保険であることを説明した。また、 説明に使用した設計書等には「満期」との記載はない。

#### <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別 事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。